



黒死病以前のイングランド東部、東南部地域の土地 に見る農民の生活資源 : 生活水準研究に向けて

吉田, 敬洋

(Citation)

六甲台論集. 経済学編, 58(2):11-21

(Issue Date)

2012-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81003805>



黒死病以前のイングランド東部、 東南部地域の土地に見る農民の 生活資源：生活水準研究に向けて⁽¹⁾

吉 田 敬 洋⁽²⁾

要 旨

本論文は、筆者がこれまでに再検討してきたことのまとめである。農民の生活水準研究の視点から、黒死病以前のイングランド東部、東南部地域を主に取り上げ、農民保有地の他、収入の点から裁判記録を、支出の点から地代、土地取引の際の許可料や受領金を主に再整理してきた。得られたいくつかの特徴を整理しつつ（課題もあったが）、農民生活の一面を描写し、試論したい。

キーワード：イングランド、農民、農民保有地、地代、許可料、受領金、土地取引、東部・東南部地域、黒死病

JEL: N93

1 はじめに

本論文は、黒死病以前のイングランドにおける農民保有地などの生活資源、地代、土地取引の際の許可料の動向について、農民の生活水準研究の視点から、筆者が主に再検討し

(1) 本論文は修士論文の加筆、修正である。修士論文作成の際には、重富公生教授（神戸大学）、奥西孝至教授（神戸大学）、橋野知子准教授（神戸大学）には御世話になった。これまでの論文の作成・執筆・投稿の際には、末広菜穂子教授（広島経済大学）に、懇切な御指導を頂いた。ここに記して感謝申し上げる。本論文のありうべき誤謬は全て筆者の責任である。

(2) 神戸大学大学院経済学研究科博士後期課程（e-mail：076e111e@stu.kobe-u.ac.jp）

てきたことをまとめる。

農民の生活とは言っても、その研究は様々にあろうし、研究視角も多種だろう。その中で取り上げられる農民の収入も農民保有地を基礎にして（そうでないかもしれない）、穀物収量、菜園作物、家畜資源、野外採取物、妻の手仕事から得られた手間賃、子供を使い送り得られた労賃、小間使いから得られた賃金など様々だろう。あるいは賦役の後に、領主から時折与えられる食事、村落内で催される宴会などがあっただろう。自活の困難な農民世帯にとって、このような収入は、より一層重要だっただろう。そして飢饉や農民が生計に困窮するようなときには土地を売却しただろう。困窮が和らげば、売却した土地を買い戻すような土地取引の事例を B. M. S. キャンベル（Campbell）が取り上げており⁽³⁾、土地取引は農民の収入と密接に関連し、農民の収入のための重要な機会の 1 つだっただろう⁽⁴⁾。

そして土地取引の際には、許可料や受領金（in consideration）を支払っており、基本的な農民保有地の他、小規模な土地も見られる。中には、秘密裡に土地取引したため、罰金を課された者もいただろう。土地保有者は地代や賦役を支払っただろうし、土地保有者が死亡した場合、その相続者は土地を相続するために、更新料や死亡税を支払っただろう。そして世帯構成員が死亡したら、お布施、埋葬税を支払っただろうし、領主が交代したら、認知税が課され、王宮から必要があれば、臨時税（lay subsidy）が農民に課されただろう⁽⁵⁾。

このような農民の生活に関する先行研究⁽⁶⁾が考察する基本は農民保有地に求められるだろう。J. E. T. ロジャーズ（Rogers）の研究を含めて⁽⁷⁾、E. A. コスミンスキー（Kosminsky）

(3) Campbell, 'Population Pressure', pp. 87-134.

(4) Dyer, *Standards of Living*, pp. 115. Kitsikopolous, 'Standards of Living', pp. 240-244. 長嶋はカルテ・ナティヴォルムを通して、土地取引を生活資源を獲得する機会と捉える（長嶋、「農民家族と土地譲渡」, 85-87 頁。）。

(5) Gras, *The Economic and Social History*, pp. 70-74. Kosminsky, *Studies in the Agrarian*, p. 214, pp. 238-242. Dyer, *Standards of Living*, pp. 109-150. Kitsikopolous, 'Standards of Living', p. 238. Titow, *English Rural Society*, pp. 88-90. 国方、『中世イングランド』, 149-150 頁, など。

(6) 吉田, 「生活水準と保有地」, 9-33 頁。大陸側の研究としては, Jordan, 'The Cost-of-Living Crisis', pp. 87-106.

(7) Kosminsky, *Studies in the Agrarian*.

が整理するいずれの先行研究もほぼ $\frac{1}{2}$ ヴァーゲイト (half-virgate) が基準となっており⁽⁸⁾、その後の M. M. ポスタン (Postan)⁽⁹⁾、H. E. ハラン (Hallam)⁽¹⁰⁾、H. キッチコポロス (Kitsikopolous) のような一般的な視点でも⁽¹¹⁾、そして J. Z. ティトウ (Titow)⁽¹²⁾、C. ダイヤー (Dyer)⁽¹³⁾、国方のような個別の村落や荘園を対象とするに際しても (各々、ハンプシャーを中心とする南部イングランド地域、グロスターシャー、オックスフォードシャーである。)⁽¹⁴⁾、それは同様である。

この $\frac{1}{2}$ バーゲイト保有者を、不作でも豊作でもない標準的な年に生活は困窮しないが、剰余もそれほど多くはない土地保有者として、彼らの収入・支出を捉えようとする、コスミンスキーはその土地保有者による領主への様々な支払い分が小額であると評価しており⁽¹⁵⁾、ポスタンは、かろうじて生活することが可能な層であり、賃金などの補完的な生活資源が必要だっただろうと指摘する⁽¹⁶⁾。そのような収入をダイヤーは踏まえて、数シリングの剰余が彼らにはあっただろうとし⁽¹⁷⁾、国方は、14 世紀初期の危機にあって、収入源は減り、彼らの世帯人数は漸次減少していただろうことを指摘する⁽¹⁸⁾。

このような事例研究を通して $\frac{1}{2}$ ヴァーゲイトの規模も具体的になるにつれ、同じ中部地域 (一部、南部地域) でも、それは様々だっただろうことも捉えられるようになった。そこでその土地に満たない層や大規模な土地を保有する層の程度を捉えるために⁽¹⁹⁾、中部地域以外の地域も含めて再整理する必要があるだろう。それは地代、土地取引の際に必要な許可料、証書に見られる受領金、そして自活の困難な場合の収入でも同様だろう。

(8) Kosminsky, *Studies in the Agrarian*, pp. 234–242.

(9) ポスタン, 『中世の経済と社会』, 168–169 頁。

(10) Hallam, *England and Wales*, vol. 2, pp. 818–853.

(11) Kitsikopolous, 'Standards of Living', pp. 237–261.

(12) Titow, *English Rural Society*, pp. 78–93.

(13) Dyer, *Standards of Living*, pp. 109–150.

(14) 国方, 『領主支配と農民』, 178–246 頁。

(15) Kosminsky, *Studies in the Agrarian*, p. 214, pp. 238–242.

(16) ポスタン, 『中世の経済と社会』, 165–169 頁。

(17) Dyer, *Standards of Living*, p. 117.

(18) 国方, 『領主支配と農民』, 245 頁。

(19) Kitsikopolous, H., 'Standards of Living', p. 250.

中には、把握しにくいと思われる点もあったので、これまでに再検討してきた。次節でそれらを、第3節でそこから読み取れるだろうことを、第4節で本論文をまとめたい。

2 東部・東南部地域に見る農民の生活資源⁽²⁰⁾

2-1 農民保有地⁽²¹⁾

農民の生活にとって基本となるのは保有地だろう（そうでないかもしれない）。利用した資料は全て刊行史料であり（以下、全て同様）、ハンドレッド・ロールズの他、土地調査記録帳（survey）、慣習記録帳（customal）、地代記録帳（rental）などである⁽²²⁾。例えば、ハンドレッド・ロールズについては、H. M. キャム（Cam）⁽²³⁾、コスミンスキー⁽²⁴⁾、M. バーク（Barg）⁽²⁵⁾、S. ラバン（Raban）⁽²⁶⁾をはじめ、多くの研究者が利用している。また、桂はハンプトン慣習帳を資料紹介しており⁽²⁷⁾、松垣はチチェスターを対象に黒死病以後の所領経営の変化を考察する⁽²⁸⁾。

自活の可能な農民保有地を 10a. から 16a. とすると⁽²⁹⁾、1350 年以前では、各土地調査記録から得られた保有地件数に自活可能な保有地が占める割合は中部地域の方が東部・東南部地域よりも多い。中部地域でも無視し得ないが、東部・東南部地域は自活の困難な保有地も多い。不作の際には、両層で約7割から約8割となる。サフォークのシプトン教会

(20) 吉田、「付録：農民生活の一側面」、1-9 頁。吉田、「付録：農民の地代、許可料」、1-13 頁。吉田、「付録：証書による土地取引」、1-14 頁。

(21) 吉田、「農民保有地」、15-30 頁。

(22) *The Minchinhampton. Surveys of the Estates of Glastonbury. Customals of Battle Abbey*, など。各種刊行資料名は各々の付録参照。

(23) Cam, *The Hundred and the Hundred Rolls*.

(24) コスミンスキー、「一二七九年のハンドレッド」、61-127 頁。

(25) Barg, 'The Social Structure', pp. 108-115.

(26) Raban, *A Second Domesday?*

(27) 桂、「ハンプトン・マナ慣習帳」、72-88 頁。

(28) 松垣、「所領構造と直営地雇用労働」、13-23 頁。

(29) 国方、「領主支配と農民」、143 頁。ダイヤー（Dyer, *Standards of Living*, p. 114.）やキッチコポロス（Kitsikopolous, 'Standards of Living', p. 238.）は農民の世帯構成を6名としている（黒死病以前）。国方が指摘するように、10a. に収斂していると捉えられなくもない。

でも、大規模な直領地とは対照的に、小規模な保有地を非常に多く観察できる⁽³⁰⁾。

世帯人数6名を想起すると、このような状況には違和感を覚えるだろう。世帯構成に応じた保有地を保有する者もいただろう。寡婦、鰥夫、独身者なら小規模な土地で十分だっただろうし、大世帯なら小規模な土地では不十分だっただろう⁽³¹⁾。それでも、自活可能な土地に満たない層が、約5割から約6割程度観察できることは、追加的に土地が必要となっただろうし、主要な生活資源以外の収入も重要になっただろう。前者は彼らにとってより多くの剰余を有する農民世帯に比べて、貴重な資源だっただろうし、後者からは不作や飢饉の際には、ルーカスの提示する事例も想起され⁽³²⁾、これまでに提示される以外の資源も重要となっただろう。

そこで裁判記録や許可料記録を通じて、この点を次に再整理したい。

2-2 農民の収入⁽³³⁾

利用した刊行史料はワルシャム裁判記録、クークハム裁判記録、ダウナム裁判記録の他、カルテ・ナティヴォルム、サフォークの一連の証書記録である⁽³⁴⁾。例えば、カルテ・ナティヴォルムは長嶋が農民間の秘密裡の土地取引を考察する際に利用しており⁽³⁵⁾、クークハム裁判記録は国方が当村の農民の生活水準を研究する際に利用している⁽³⁶⁾。2件の研究も踏まえて、収入の点から刊行資料について以下のように再整理できる。

(30) シプトン教会の直領地は、1325年では(土地調査6件。クックリー・グレンジ(Cookley Grange)、リンステッド・グレンジ(Linstead Grange)、ノース・グレンジ(North Grange)、サウス・グレンジ(South Grange)、ジュディツ・グレンジ(Jurdyz Grange)、ファルシャム村落(Falsham Hall)、レンダム(Rendham))、以下である。耕地3,278 ½a.3r. 17p. (評価額: £18.05 41 ⅓s. 3 ⅞d.), 採草地(meadow) 13a.3r. 17p. (評価額: 47 ⅓s.), 牧草地(pasture) 96.13a. 90 ½p. (評価額: £4.1 8 ⅞d.), 森林地 156a. ½r. 21 ½p. (評価額: £10 9s.3 ¼d.) 住居 20a.2r. (messuage) など。評価額: £4 17s. 4d.), 水車場1件(評価額: 20s.)である。

(31) Dyer, *Standards of Living*, p. 123.

(32) 飢饉の際の、様相は H. S. ルーカス (Lucas) に詳しい。Lucas 'The Great European Famine', pp. 343-377.

(33) 吉田, 「農民生活の一側面」, 1-14 頁。吉田, 「付録: 農民生活の一側面」, 1-13 頁。吉田, 「付録: 農民の地代, 許可料」, 1-13 頁。吉田, 「付録: 証書による土地取引」, 1-14 頁。

(34) 吉田, 「証書による土地取引」, 1-14 頁。

(35) 長島, 「農民間の土地譲渡」, 105-125 頁。長島, 「農民家族と土地譲渡」, 67-87 頁。

(36) 国方, 『領主支配と農民』, 142-268 頁。

土地取引はカルテ・ナティヴォルムのように、小規模な土地が多く、裁判記録を見ると、大飢饉に土地取引の件数が非常に多い。多くが農民だったが、非農業者と思われる層も観察できた。その代表者は女性（寡婦、妻、姉妹など）をはじめ、各種手工業者である。この点は、ラムゼイ裁判記録に出現する職種から、15世紀後期を境にして就業や産業状況の変化をW.ドゥウィント（Dewindt）が指摘するように、農民以外の層も土地取引の状況が変化するに際して重要な役割を担っていただろう。例えば、裁判記録を見ると、ドゥウィントや国方が指摘するように、女性がエール、パンの醸造、製造、販売上の問題から罰金を課されており⁽³⁷⁾、大飢饉の期間には、土地へ侵害したり、損害を与えたり、窃盗、違法売買、販売物を買占める者も多い⁽³⁸⁾。

このように、大黒死病以前と以後の分類にならない、大飢饉以前と以後とに分類すると、大飢饉以後、クークハム荘園ではエールの醸造販売が多く、ダウナム荘園では土地資源への侵害や損害が非常に多い。そして都市ではあるが、ヨークシャーからは窃盗の件数が非常に多い⁽³⁹⁾。そして地代の滞りを、ワルシャム裁判記録に観察できる。ダイヤーは領主への抵抗として、地代の滞りを捉えたとともに、支払おうにも、支払うことが不可能な状況も指摘する⁽⁴⁰⁾。貧困者の場合、罰金を免除されている。犯罪もまた自活の困難な世帯にとっては収入にもなっただろう。森林地、採草地を侵害し、材木を持ち出し、そしてそれを売却したような事例は、収入を得る目的があったと捉えられなくもない。農民の保有地が小規模であることがその一因となっていたのかもしれない⁽⁴¹⁾。

証書を見ると、様々な層が証書を利用していた。諸研究が指摘するように、東部地域では、土地取引は活発だったことを想起させる。クレア・アウグスティノ托鉢教会（Augustinian Friars of Clare）の証書よりすると（1340年代から50年代の記録もあるが）、女性が目立ち、夫婦も同様多く（記録順は三好の指摘するように、夫が先）、採草地を取り扱った記録も多い。そして採草地採草地の他、屋敷地なども多い。黒死病前後また

(37) シューベルト、『名もなき中世人の日常生活』、52-69頁、139-148頁、249-262頁。

(38) *Carte Nativorum*, pp. 3-165. Ramsey, *Hepmangrove*, pp. 20-36.

(39) *Downham, 1307-1327*, pp. 17-110. *Cuxham, Oxfordshire*, pp. 607-675. *Wakefield, vol. 1*, pp. 1-309. *Wakefield, vol. 2*, pp. 1-228. *Wakefield, vol. 3*, pp. 1-181. *Wakefield, vol. 4*, pp. 1-204. *Wakefield, vol. 5*, pp. 1-189.

(40) Dyer, 'A Redistribution', pp. 11-33.

(41) *Walsham le Willows, 1303-1350*, pp. 28-336.

はそれ以降では複数名による土地の移転や受領が多い⁽⁴²⁾。ドッドナッシュ教会 (Dodnash)、ブライズバラ教会 (Blythburg)、レイストン教会 (Leiston)、バットリー教会 (Butley) では男性が多く、教会への寄進も多く、14世紀中期のブライズバラ教会では、複数名による土地の移転、受領は数件見られた⁽⁴³⁾。

そして1215年から1678年間のスタントン荘園では小規模な土地が多く、採草地も少なからず、観察でき、男性が比較的多い。中には、「既婚」女性が土地を移転する事例がある(例えば、証書番号120)。時代を経るにつれ、土地の移転者・受領者は複数名で出現し、また、土地の規模が具体的な記録の件数も減るものの、それが判明する事例は、依然として小規模である。テネメントの場合は、15世紀初期前後には騎士、準騎士(esquire)や複数名でテネメントを保有していることから、比較的大規模な土地だったのかもしれない⁽⁴⁴⁾。

どの証書でも領主との取引が多く、小規模な保有地が多かったことはシブトン教会のように、農民を巻き込んだ直領地中心の所領経営が想起されるだろう。キャンベルが提示する東部地域における穀物収量の多さを背景にすると、そのような大規模な直領地を運営するには、賦役以外にもより多くの労働が必要だっただろう。そして直領地から農民が収入を得られるようになると、追加的に土地を得ようとは思わなかったかもしれない。それは、取引された土地が小規模であったことの一因だったかもしれないし、そして地代や許可料にも反映されているかもしれない⁽⁴⁵⁾。

2-3 地代、賦役、許可料、受領金⁽⁴⁶⁾

地代、許可料、受領金は全体的には、保有地規模が大きくなるにつれ、金額も高水準の傾向にあった。中には、小規模な土地に対しても、大規模な土地に課されるような地代、許可料、受領金を観察できた。この点は、エーカー当りに換算した地代水準にも観察でき

(42) *Augustinian Friars*, pp. 1-108. 以下、対応する呼称を表記するよりも、全て教会(領)とした。

(43) *Dodnash*, pp. 33-169. *Blythburgh Priory*, Part 1, pp. 32-135. *Blythburgh Priory*, Part 2, pp. 137-246. *Leiston abbey*, pp. 54-157. いずれの記録も、具体的な規模を示す土地は少数だった。

(44) *Stanton*, pp. 42-265.

(45) Campbell, *English Seigniorial*.

(46) 吉田、「地代、許可料」、15-27頁。吉田、「証書による土地取引」、1-8頁。吉田、「付録：地代、許可料」、1-13頁。吉田、「付録：土地取引」、1-14頁。

たが、大規模な土地の場合、エーカー当りで換算すると、より高額な地代が課されているわけではなかった。地代負担の総額からすると、大規模保有地の方の負担が大きいのは明らかなのだが、エーカー当りに換算すると、小規模な土地の方が負担上は重いだろう。特に、ヨークシャーの許可料記録では、時代とともに、各土地に応じた許可料（そのエーカー当りへの換算の点からしても）は増加傾向にあった。一方、生活水準研究の地代負担額と比べると、例えば、ダイヤー、H. キッチコポロス（Kitsikopolous）の指摘する約 120 ペンスの負担者は 17a. 以上の土地保有者のみだった⁽⁴⁷⁾。そしてそれは勘坂が提示する中部地域の地代では標準的な農民（10a. から 16a. の範囲）に比較的多い⁽⁴⁸⁾。証書による土地取引も同様である。受領者として領主が多いが、大規模な土地に対して高額な受領金が記録にある。しかし、エーカー当たりで見ると、小規模な土地に対して、より高額な受領金を観察できる。また、次第に、受領金の水準が上昇していたような事例もある。

地代や許可料が高いようなときは、農民は土地を取得する気にはならなかったかもしれない。そこで領主が土地を集積することで、農民に受領金（または宣誓）や許可料を支払い、場合によっては集積した土地を農民（本人または別の）へ保有させていたかもしれない。

3 比較対照：1 つの解釈

小規模な保有地が非常に多かったサフォークにおける多くの農民は、自身の保有地が小規模なために、一方では土地取引を通じて、所領を大規模にさせた直領地に主要な生活資源を依存せざるを得なかっただろう。主要な食料が穀物なら、領主からそれを得られることを農民は期待し（特に、自己の保有地のみでは生活が困難な農民が期待した資源だろう）、領主の直領地で熱心に労働する誘因ともなっていただろう。直領地を運営する領主にとっては、ある面、他の地域の領主よりも有利だっただろう。そこで領主は、農民が直領地の労働を熱心にするように、対応していたかもしれない（例えば、生活資源を与えるような）。領主は証書による土地取引を通じて拡大した直領地を農民に利用させたり、（きっかけが何にせよ）拡大した土地を牧羊地とすることで、牧夫などの牧羊業に関わる労働を自活の困難な農民へ提供したりしていただろう。受領金や許可料を支払い、土地を集積するもの

(47) Kitsikopolous, 'Standards of Living', pp. 245. Dyer, *Standards of Living*, pp. 115.

(48) Kanzaka, 'Villein Rents', pp. 593-618.

の、その土地を再度農民へ保有させていたかもしれない。他にも農民を熱心に耕作させるような誘因が領主にはあっただろうが、それでも収入を得ることの困難な農民は、他方では、やむにやまれず、窃盗、土地の各種資源へ侵害、損害し、犯罪に手を染めざるをえなかっただろう。自暴自棄にもなっただろうし、彼に妻がいれば（時には彼の娘の他、独身の男女でも）、貧困のしわ寄せを受けただろう（身売、娼婦、男娼）⁽⁴⁹⁾。

しかしイングランド中部地域に限らず、農民も時には怠けることがあり、貧困な農民世帯も怠惰なときは、怠惰だったのだろう⁽⁵⁰⁾。ウィズビーチ（Wisbech）の領主にとって賃金労働の方が賦役労働（慣習賦役）よりも有利だった（それは賃金労働を貧困な農民が主に担っていた結果（領主の対応の1つ）なのかもしれないし、賦役労働の方がそうだった結果なのかもしれない。）⁽⁵¹⁾。

4 まとめ

本論文は、各種刊行資料を筆者が再検討してきて得られた特徴を整理しつつ、その意味を捉えるための解釈を整理してきた。あくまでも1つの解釈であり、利用した資料は少なく、その取扱にも多々問題がある。様々な視点から資料を眺めると、より意味のある結果や解釈を十分に得られるだろう（それでも歴史は多様である！）。今後は、再整理できなかった主題を再検討しつつ⁽⁵²⁾、各地域の諸所領の比較検討に目を向けたい。

参 考 文 献

- Barg, M., 'The Social Structure of Manorial Freeholders: an Analysis of the Hundred Rolls of 1279', *Agricultural History Review*, 39 (1991), pp. 108-115.
- Britnell, R. H., 'Specialization of Work in England, 1100-1300', *Economic History Review* 2nd ser., 54 (2001), pp. 5-6.

(49) Dyer, *Standards of Living*, pp. 124-125. シューベルト, 『中世人の日常』, 52-69 頁, 139-148 頁, 249-262 頁。ハル, 『女は男に従うもの?』, 102-103 頁。

(50) Townsend, *Medieval Village*.

(51) Stone, 'Hired and Customary Labour', pp. 640-656.

(52) Campbell, *English Seigniorial*.

- Cam, H. M., *The Hundred and the Hundred Rolls: an Outline of Local Government in Medieval England* (London, 1963). (1930)
- Campbell, B. M. S., 'Population Pressure, Inheritance and the Land Market in a Fourteenth-Century Peasant Community', in R. M. Smith, ed., *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge, 2002). (1984), pp. 87-134.
- Campbell, B. M. S., *English Seigniorial Agriculture 1250-1450* (Cambridge, 2006). (2000)
- Dyer, C., 'A Redistribution of Incomes in Fifteenth-Century England', *Past and Present*, 39 (1968), pp. 11-33.
- Dyer, C., *Standards of Living in the Later Middle Ages: Social Change in England c.1200-1500* (Cambridge, 1998). (1989), pp. 109-150.
- Hallam, H. E., ed., *The Agrarian History of England and Wales: 1042-1348*, vol. 2 (Cambridge, 1988), pp. 818-853.
- Jordan, W. C., 'The Cost-of-Living Crisis: Rustics', in W. C. Jordan, *The Great Famine: Northern Europe in the Early Fourteenth Century* (Princeton, 1996), pp. 87-106.
- Kanzaka, J., 'Villein Rents in Thirteenth-Century England: an Analysis of the Hundred Rolls of 1279-1280', *Economic History Review* 2nd ser., 60 (2002), pp. 593-618.
- Kitsikopolous, H., 'Standards of Living and Capital Formation in Pre-Plague England: a Peasant Budget Model', *Economic History Review* 2nd ser., 53 (2000), pp. 237-261.
- Kosminksy, E. A., *Studies in the Agrarian History of England in the Thirteenth Century* (Oxford, 1956).
- Lucas, H. S., 'The Great European Famine of 1315, 1316, and 1317', *Speculum*, 5 (1930), pp. 343-377.
- Raban, S., *A Second Domesday?: the Hundred Rolls of 1279-80*, (Oxford, 2004).
- Stone, D. 'The Productivity of hired and Customary Labour: Evidence from Wisbech Barton in the Fourteenth Century', *Economic History Review*, 2nd ser., 50 (1997), pp. 640-656.
- Titow, J. Z., *English Rural Society 1250-1350* (London, 1969). pp. 78-93.
- Townsend, R. M., *The Medieval Village Economy: a Study of the Pareto Mapping in General Equilibrium Models* (Princeton, 1993).
- 桂芳男, 「ハンプトン・マナ慣習帳 (ca. 1300)」, 『国民経済雑誌』, 102 (1960), 72-88 頁。
- 国方敬司, 『中世イングランドにおける領主支配と農民』 (刀水書房, 1993), 178-246 頁。
- コスミンスキー, E. A. 著, 秦玄龍訳, 「一二七九年のハンドレッド文書集: イギリス農業史の一資料として」, (コスミンスキー, E. A. 著, 秦玄龍訳, 『イギリス封建地代の展開』 (未来社, 1980). (1960)), 61-127 頁。

シューベルト, E. 著, 藤代幸一訳, 『名もなき中世人の日常生活』(中世ヨーロッパ万華鏡Ⅲ), (八坂書房, 2005)。

長島武敏, 「中世イングランドにおける農民間の土地譲渡をめぐって：ピーターバラ大修道院の一史料の分析」, 『研究年報「経済学」』, 43 (1981), 105-125 頁。

長島武敏, 「中世イングランドにおける農民家族と土地譲渡：ピーターバラ大修道院の場合」, 『社会経済史学』, 50 (1985), 85-87 頁。

ハル, S. W. 著, 佐藤清隆他訳, 『女は男に従うもの?：近世イギリス女性の日常生活』(刀水書房, 2003)。

ボスタン, M. M. 著, 保坂栄一他訳, 『中世の経済と社会』(未来社, 1983)。(1975), 168-169 頁。

松垣裕, 「13・4 世紀サセックスにおける所領構造と直営地雇用労働：チチェスター司教領「慣習張」の分析」, 『土地制度史学』, 2 (2), 13-23 頁。

吉田敬洋, 「13 世紀後期から 14 世紀初期イングランドにおける生活水準と保有地：先行研究の概観を中心に」, 『六甲台論集』, 57 (2010), 9-33 頁。

吉田敬洋, 「中世イングランドにおける農民保有地：生活水準研究に向けて」, 『六甲台論集』, 57 (2011), 15-30 頁。

吉田敬洋, 「黒死病以前のイングランドにおける農民生活の一側面：生活水準研究に向けて」, 『六甲台論集』, 58 (2011), 1-14 頁。(「付録：黒死病以前のイングランドにおける農民生活の一側面」(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81003240, 2011), 1-9 頁。)

吉田敬洋, 「黒死病以前のイングランドにおける農民の地代、許可料：生活水準研究に向けて」, 『六甲台論集』, 58 (2011), 15-26 頁。(「付録：黒死病以前のイングランドにおける農民の地代、許可料」(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81003241, 2011), 1-13 頁。)

吉田敬洋, 「中世イングランド・サフォークにおける証書による土地取引：生活水準研究に向けて」, 『六甲台論集』, 58 (2011), 1-10 頁。(「付録：中世イングランド・サフォークにおける証書による土地取引」(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81003242, 2011), 1-14 頁。)